

三田市議会委員会条例の一部改正の概要について

【改正趣旨】 各常任委員会の所管を見直すこと及び予算決算常任委員会を新設することに伴い、標記条例における所要の規定の整備を行うもの。

【関係法令】 なし

【改正内容】 各常任委員会の所管の見直し及び予算決算常任委員会の新設（第2条第2項関係）

【現 行】

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 議員（議長を除く。）は少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

企画総務常任委員会 7人

企画財政部、総務部、会計課、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）
選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉文教常任委員会 7人

健康福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項

まちづくり常任委員会 7人

まちづくり部、経済環境部、都市整備部及び上下水道部の所管に関する事項

【改正案】

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 議員（議長を除く。）は少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

企画総務常任委員会 7人

企画財政部、総務部、会計課、上下水道部、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）
選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院
の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉文教常任委員会 7人

健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項

まちづくり常任委員会 7人

まちづくり部、経済環境部及び都市整備部の所管に関する事項

予算決算常任委員会 21人

予算及び決算に関する事項

【施行期日】 公布の日から施行